

別表\_II – 5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先

(提供)

項目番号	主務省令第2条の表の項目番号	提供・移転先	提供	移転	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	2	全国健康保険協会	○		主務省令第二条表二の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第四条で定めるもの	医療保険給付関係情報
2	3	健康保険組合	○		主務省令第二条三の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報
3	6	全国健康保険協会	○		主務省令第二条六の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報
4	13	都道府県知事	○		主務省令第二条十三の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報
5	16	市町村長	○		主務省令第二条十六の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令第十八条で定めるもの	給付の支給に関する情報
6	19	都道府県知事	○		主務省令第二条十九の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令第二十一条で定めるもの	給付の支給に関する情報
7	27	市町村長	○		主務省令第二条二十七の項	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令第二十九条で定めるもの	給付の支給に関する情報
8	38	都道府県知事	○		主務省令第二条三十八の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第四十条で定めるもの	給付の支給に関する情報
9	42	都道府県知事等	○		主務省令第二条四十二条の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報
10	48	市町村長	○		主務省令第二条四十八条の項	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第五十条で定めるもの	医療保険給付関係情報
11	56	日本私立学校振興・共済事業団	○		主務省令第二条五十六条の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報
12	65	国家公務員共済組合	○		主務省令第二条六十五条の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報
13	69	市町村長又は国民健康保険組合	○		主務省令第二条六十九の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報
14	83	地方公務員共済組合	○		主務省令第二条八十三条の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報

別表\_II – 5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先

(提供)

項目番号	主務省令第2条の表の項目番号	提供・移転先	提供	移転	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
15	87	市町村長	○		主務省令第二条八十七の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報
16	111	厚生労働大臣	○		主務省令第二条百十一の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令第百十三条で定めるもの	給付の支給に関する情報
17	115	後期高齢者医療広域連合	○		主務省令第二条百十五の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第百十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報
18	125	都道府県知事等	○		主務省令第二条百二十五の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百二十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報
19	131	市町村長	○		主務省令第二条百三十一の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令第百三十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報
20	137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	○		主務省令第二条百三十七の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第百三十九条で定めるもの	給付の支給に関する情報
21	141	独立行政法人日本学生支援機構	○		主務省令第二条百四十一の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第百四十三条で定めるもの	給付の支給に関する情報
22	145	都道府県知事又は市町村長	○		主務省令第二条百四十五の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百四十七条で定めるもの	給付の支給に関する情報
23	158	都道府県知事	○		主務省令第二条百五十八条の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	医療保険給付関係情報

別表\_II – 5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先

(提供)

項目番号	主務省令第2条の表の項目番号	提供・移転先	提供	移転	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
24	161	都道府県知事等	○		主務省令第二条百六十一の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報
25	164	都道府県知事	○		主務省令第二条百六十四条の項	特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	給付の支給に関する情報
26	165	都道府県知事	○		主務省令第二条百六十五条の項	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	給付の支給に関する情報
27	166	都道府県知事	○		主務省令第二条百六十六条の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	給付の支給に関する情報
28	173	都道府県知事	○		主務省令第二条百七十三条の項	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報